

青森県報

第三百九十九号

令和三年
十二月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(生活習慣病対策課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……三
- 青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(農村整備課) ……三
- 公 告
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

人事委員会

○ 人事委員会規則一三―八(職員勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

公安委員会

○ 一般の退職手当等の額の支払差止処分公告……………(警務課) ……六

公営企業

○ 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(総務課) ……六

告 示

青森県告示第八百二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|----------------------------|--------------|
| 福原胃腸科外科医院 | 三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九八の七 | 令和 三・九・二四 |
| きたばたけ訪問看護ステーション | 青森市堤町二丁目一三の六 | 三・一〇・一 |
| 医心館訪問看護ステーション 青森 | 青森市奥野三丁目九の一―リバーサイドみかみII―一号 | 三・二・一 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ黒石一番町店 | 黒石市一番町一八九 | 〃 |
| ハッピー調剤薬局青森おいらせ青葉店 | 上北郡おいらせ町青葉五の五〇の一四八六 | 〃 |
| 石川ファミリークリニック | 十和田市稲生町一九の四 | 〃 |

松橋眼科クリニック

八戸市売市二丁目二の三二

三・二・二

青森県告示第八百二十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----|------------------|------------------------|----------|
| 変更前 | 訪問看護ステーションアットテイー | 八戸市江陽四丁目二の三四 | 令和元・二・二〇 |
| 変更後 | アポテック根城店 | 八戸市尻内町鴨ヶ池一三八の二Peer小夏D棟 | 令和元・二・二〇 |
| 変更前 | アポテック根城店 | 八戸市根城五丁目二の五 | 三・一〇・一 |
| 変更後 | なの花薬局根城店 | 八戸市根城五丁目二の五 | 三・一〇・一 |
| 変更前 | 五戸調剤薬局 | 三戸郡五戸町字正場沢三の四 | 〃 |
| 変更後 | なの花薬局五戸店 | 三戸郡五戸町字正場沢三の四 | 〃 |

青森県告示第八百二十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定医師の区分 | 氏名 | 名称 | 所在地 | 担当診療科名 | 指定期日 |
|---------|-------|-------------|--------------|--------|------------|
| 難病指定 | 高屋 善章 | 高屋医院 | 青森市長島三丁目五の八 | 内科、胃腸科 | 令和元・二・二〇・一 |
| 難病指定 | 山内 大生 | 弘前記念病院 | 弘前市大字境一丁目五の九 | 整形外科 | 三・一〇・六 |
| 難病指定 | 大石 和生 | 弘前大学医学部附属病院 | 弘前市大字本町五三 | 整形外科 | 三・一〇・七 |
| 難病指定 | 新戸部 陽 | 弘前大学医学部附属病院 | 弘前市大字本町五三 | 整形外科 | 三・一〇・三 |
| 難病指定 | 敦賀 光嗣 | 青森県立つが丘病院 | 青森市大字三の内九二 | 精神科 | 三・二・五 |
| 難病指定 | 松橋 英昭 | 松橋眼科クリニック | 八戸市売市二丁目二の三二 | 眼科 | 三・二・二 |
| 難病指定 | 永田 裕也 | 青森県立つが丘病院 | 青森市大字三の内九二 | 精神科 | 三・二・九 |

青森県告示第八百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|--------------|----------|----------------|-------------|----------|----------------|---------|
| 指定障害福祉サービス業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 株式会社 グループサルユ | さくら貝株式会社 | 弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の三 | 同行援護 | 訪問介護さくら貝 | 弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の三 | 〃 |
| 株式会社 グループサルユ | さくら貝株式会社 | 弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の三 | 重度訪問介護 | 訪問介護さくら貝 | 弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の三 | 〃 |
| 株式会社 グループサルユ | さくら貝株式会社 | 弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の三 | 居宅介護 | 訪問介護さくら貝 | 弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の三 | 令和四・一・一 |

青森県告示第八百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|-------------|------|--------------|---------|
| 指定障害福祉サービス業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
| 株式会社 グループサルユ | 株式会社 グループサルユ | 十和田市東二番町一丁目五四 | 就業継続支援A型 | 世道会館 | 十和田市東二番町二六の三 | 令和三・三・三 |
| 株式会社 グループサルユ | 株式会社 グループサルユ | 十和田市東二番町一丁目五四 | 就業継続支援B型 | 世道会館 | 十和田市東二番町二六の三 | 〃 |

青森県告示第八百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|--------------|-------------------|---------------|--------|--------|--------------|---|
| 株式会社 グループサルユ | 特定非営利活動法人 グループサルユ | 十和田市東二番町一丁目五四 | 就業移行支援 | 世道会館 | 十和田市東二番町二六の三 | 〃 |
| 株式会社 グループサルユ | 特定非営利活動法人 グループサルユ | 十和田市東二番町二六の二 | 就業移行支援 | ゆにパン工房 | 十和田市東二番町二六の二 | 〃 |
| 株式会社 グループサルユ | 特定非営利活動法人 グループサルユ | 十和田市東二番町二六の二 | 就業移行支援 | ゆにパン工房 | 十和田市東二番町二六の二 | 〃 |

| | | | |
|-------|-------------------------|---|---------|
| 氏名 | 勤務する病院等 | 診療科目 | 指定期限 |
| 三橋 友里 | つがる総合病院 五所川原市石木町一二の三 | 耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害） | 令和四・一・一 |

青森県告示第八百三十二号

青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県農地等災害復旧事業補助金交付規程（昭和三十八年四月青森県告示第二二一十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「代表者名 印」を「代表者氏名 印」に、「の」で承認したるよう」を「ので、」に改める。

第二号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 印」に、「の」で承認して下さるよう」を「ので、」に改める。

第三号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 印」に、「災害復旧事業を実施したので」を「 年度において実施する災害復旧事業について」に、「を交付して下さるよう」を「の交付を受けたので、」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 印」に改める。

第八号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 印」に、「付」を「付け」に改める。

第九号様式及び第十一号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 印」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和三年十二月六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|------|-------|-------|------------------|------------|-------------------------|
| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (パーセント) | その他の 規格 | 生産業者の氏 名又は名称及 び住所 |
|------|-------|-------|------------------|------------|-------------------------|

| | | | | | |
|-----------|-----------|---------------|-----------|----------|---------------------------|
| 青森県第二一三三号 | 炭酸カルシウム肥料 | 五三・〇炭酸カルシウム肥料 | アルカリ分五三・〇 | 公定規格のとおり | 有限会社田中工業 八戸市小中野一丁目二五の四 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|----------|---------------------------|

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年十二月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|-------|---------|---------------|-----------|
| 悠の友の会 | 山之内 悠 | 山之内 智子 | 八戸市吹上二丁目二〇の三五 | 令和 三・二・二六 |

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和三年十二月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

| | | | | |
|----------------------|------------|---------------------|----------------|-----------------------|
| 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 年 月 日 動 |
| 自由民主党大間町支部 (竹内 弘) | 主たる事務所の所在地 | 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二〇四の一 | 下北郡大間町大字大間字大間六 | 令和 三・二・三 |
| 会計責任者 | 石戸 いづ美 | 千代谷 和子 | | |

政党以外の政治団体

| | | | | |
|---------------------------|-------|--------|-------|-----------------------|
| 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 年 月 日 動 |
| 日本司法書士政治連盟青森会 (高松 隆雄) | 代表者 | 高松 隆雄 | 田名部 守 | 令和 三・五・三 |
| 青森県土地家屋調査士政治連盟 (小林 昭雄) | 会計責任者 | 藤谷 大樹 | 赤平 裕記 | 三・五・六 |
| 滝沢求後援会 (奈良岡 修一) | 代表者 | 奈良岡 修一 | 松山 隆豊 | 三・七・一 |

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和三年十二月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | | | | |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-----------------------|
| 資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 年 月 日 定 |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-----------------------|

| | | | | |
|-------|---------|-------|---------------|--------------|
| 山之内 悠 | 八戸市議会議員 | 悠の友の会 | 八戸市吹上二丁目二〇の三五 | 令和 三・二・三〇 |
|-------|---------|-------|---------------|--------------|

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和三年十二月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | | | | | |
|------------------|-----------|-------|------|---------|-----------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 年 月 日 動 |
| 熊谷 雄一 | 熊谷雄一政友会 | 公職の種類 | 八戸市長 | 青森県議会議員 | 令和 三・二・二七 |

人事委員会

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間
第十二条第二項中「前項第十三号」を「前項第五号の二及び第十三号」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

公 安 委 員 会

令和三年十二月十五日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

青森県警察本部公告

次の者に対する退職手当支払差止処分書については、職員の退職手当に関する条例第十三条第十項の規定により、次のとおり一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分の内容を公告する。

記

退職をした者の氏名 石川 俊一

職員の退職手当に関する条例第十三条第二項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して三か月以内に知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して三か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、青森県警察本部長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して六か月以内に県を被告として（被告を代表する者は青森県公安委員会）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して六か月以内であっても、この処分の日から起算して一年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起するこ

とはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して三か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して六か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して六か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して一年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十二月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十一条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間
第二十一条第二項中「前項第十三号」を「前項第五号の二及び第十三号」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円